

## 平成20年度第12回理事會議事概要

日 時： 平成21年3月30日（月） 17：00～17：30

場 所： 森林総合研究所 特別会議室

出席者： 理事長 鈴木 和夫

理事（企画・総務担当） 亀井 俊水

理事（研究担当） 石塚 和裕

理事（育種事業・森林バイオ担当） 田野岡 章

理事（業務承継円滑化・適正化担当） 町田 治之

理事（森林業務担当） 山本 晶三

理事（農用地業務担当） 角田 豊

監事 林 良興

監事 木下 紀喜

監事 山崎 榮一

総括審議役 高木 茂

総括審議役 山口 正三

審議役 島津 義史

企画部長 志水 俊夫

総務部長 松本 芳樹

1. 開会

2. 議事

(1) 平成20年度監事監査報告について

(山崎監事) <資料1-1を説明>独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき実施し、本年3月17日に理事長あて提出した平成20年度の監事監査の結果について報告する。監査対象年度は19年度及び20年度、監査対象は森林農地整備センターで、地方組織10ヶ所にも赴き現場を含めて監査を行った。監査にあたっては会計監査人等と連携しつつ、政府独法評価委員会の意見も参考にした。監査項目としては①決算監査、②入札及び契約事務、③資産管理、④管理業務、⑤各事業の計画的執行の各般にわたり監査を実施した。総括的意見として以下の三点を述べる。

(ア) 情報の共有化

開かれた組織、透明性のある業務執行を確保する観点から、既存のインターネットを活用し組織内の業務情報を体系的に整備すべき。

(イ) 組織横断的な業務運営の改善

幹部会における意見交換の一層の活性化推進とともに、内部統制の更なる強化の観点から、整備局長等からの総括的な業務状況の定期報告が望ましい。

(ウ) 人事評価への積極的取組

給与水準の適正化を推進する旨の方針を堅持しつつ、職員の服務規律の確保とコンプライアンス意識の向上、個々の職員に与えられた業務達成度の高度化の観点から、「新たな人事評価制度」の試行結果等を踏まえ、センターの業務の特性に沿った人事評価の仕組みを積極的に検討し適正な昇給管理等を行う必要がある。

(鈴木理事長)

「既存のインターネット」とは具体的に何を言うのか。

(山崎監事)

森林農地整備センター（地方組織も含む）内で職員のみがアクセスできる閉鎖型のホームページである。

(鈴木理事長)

本件については説明のあったとおり了承する。

(2) 平成21年度計画（案）について

(高木総括審議役) <資料2-1を説明>独立行政法人通則法第31条の規定に基づき、毎年度に独法が主務大臣へ届け出る年度計画の案である。今年度は緑資源機構を事業承継した昨年度と異なり、上位計画である中期目標・中期計画の変更がないので21年度計画も大幅な変更ではなく、20年度計画以降の状況の変化や、21年度に実施すべき研究課題等を盛り込んだ内容となっている。

(鈴木理事長)

本件については説明のあったとおり了承する。

本件の資料については、林野庁の公表状況を確認した後に公表するものとする。

(3) 独立行政法人森林総合研究所フェロー規程について

(志水企画部長) <資料3-1を説明>規程制定の趣旨は研究所を退職した者で、在職中に顕著な功績のあった者に対しフェローの称号を授与することとし、授与された者は国民に対し研究所の研究成果や業務全般について周知することにより、研究所を言わば外から支援していただくものである。推薦は他薦によることとしている。期間は1年間で更新可能としている。新年度以降の適用を考えている。

(山本理事)

趣旨は理解できるが、対象は研究・育種事業が対象であることを明記すべきである。

(町田理事)

むしろ、第2条の括弧書きを削る方が良いのではないか。

(鈴木理事長)

本件については第2条の括弧書きを削った上で、説明のあったとおり了承する。

次年度の第1回理事会は、4月20日(月)開催を予定する。

3. 閉会